

民法の一部を改正する法律案の概要

第1 婚姻の成立

- 1 婚姻適齢を男女とも18歳とする。
- 2 再婚禁止期間を、100日に短縮する。
- 3 女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には、再婚禁止期間内であっても再婚をすることができるものとする。

第2 夫婦の氏

- 1 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。
- 2 改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から2年以内に別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。

第3 子の氏

- 1 別氏夫婦の子は、その出生の際に父母の協議で定める父又は母の氏を称するものとする。
- 2 1の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、協議に代わる審判をすることができるものとする。
- 3 別氏夫婦が共に養子をする場合において、養子となる者が15歳以上であるときは、縁組の際に養親となる者と養子となる者の協議で定める養親のいずれかの氏、養子となる者が15歳未満であるときは、縁組の際に養親となる者の協議で定める養親のいずれかの氏を称するものとする。

第4 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第2及び第3は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

第5 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、両性の本質的平等の観点から、再婚禁止期間を廃止すること及びこれに伴い嫡出の推定に係る制度を見直すことについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。